

奈良市景観計画 三条通り沿道景観形成重点地区

「奈良の玄関にふさわしい、風格と個性が感じられる景観の形成」「訪れた人が、親しみとにぎわいを感じられる景観の形成」「デザインの調和により、空間のつながりが感じられる景観の形成」を推進することにより、「奈良を感じる、象徴性の高い景観」を形成します。

歴史型の区間については、隣接する歴史的景観形成重点地区の景観とのつながりに配慮した歴史・文化を感じられる景観の形成を推進します。特に、ＪＲ奈良駅から東側の区間では、ＪＲ奈良駅から春日大社へと至る道筋として多くの観光客等にも利用されることから、にぎわいの中にも秩序ある景観の形成を図るとともに、アイストップとなる春日山を象徴的に眺められる景観の形成、そして、訪れる人の期待感を高めるような景観の形成を図ります。

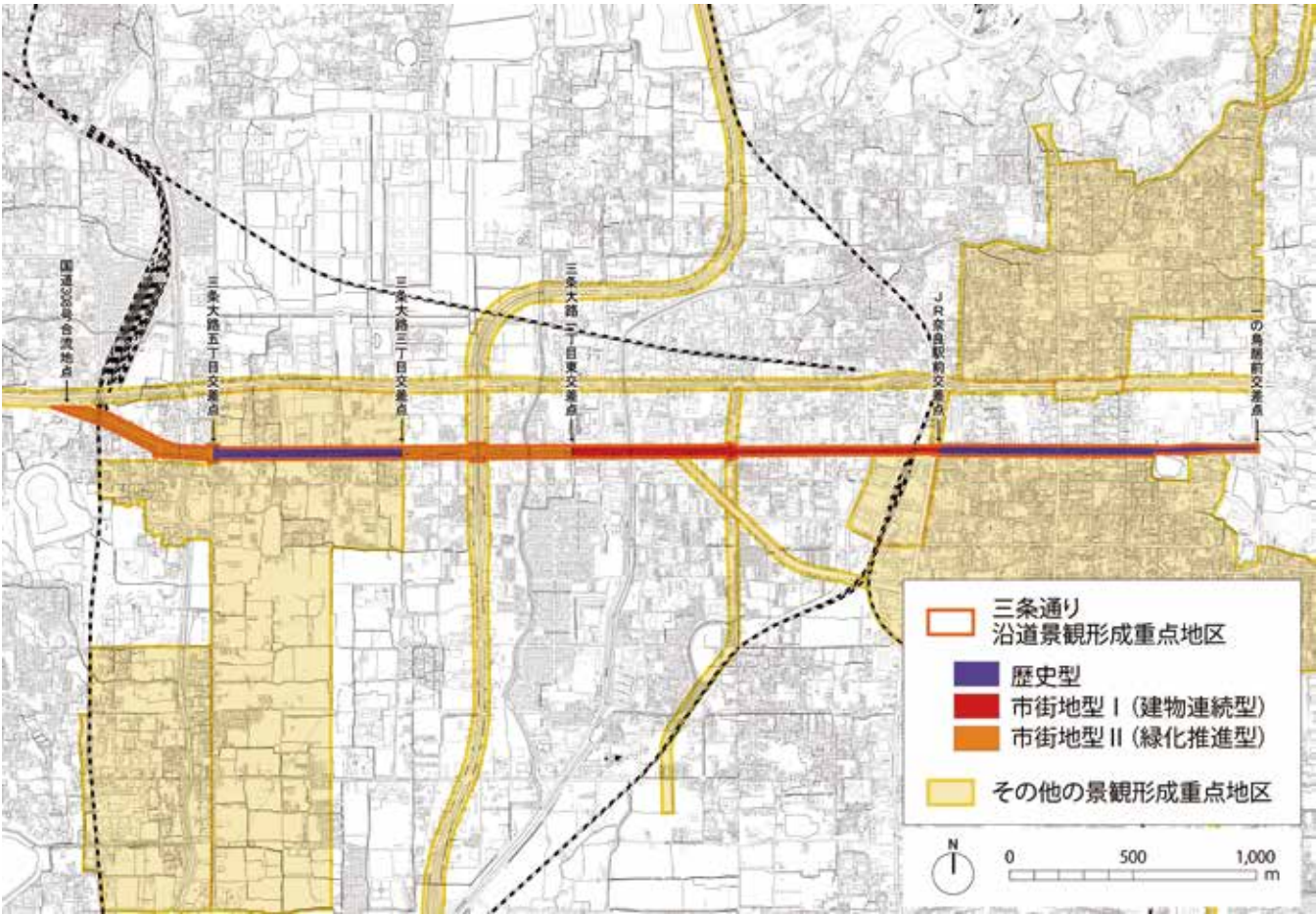
市街地型Ⅰの区間については、沿道の建築物等による町並みやスカイラインの連なりが、奈良への導入路としての軸線を強調し、春日山等の山並みを象徴的に望める景観を形成します。

市街地型Ⅱの区間については、沿道敷地の緑化を推進し、沿道サービス機能と奈良への導入路としての景観との調和のとれた緑豊かな景観を形成します。



指定区域図

市道中部第647号と三条線の全区間（一の鳥居交差点から宝来町付近（国道308号との合流地点）まで、延長：約4.8km）の道路及びその区間の都市計画道路並びに都市計画道路境界線から両側10mの範囲。ただし、三条通地区地区計画の区域（猿沢池からＪＲ奈良駅前交差点まで）は都市計画道路境界線から両側15mの範囲。



景観形成基準 その1

※ 基準を適用する区域を ■■■ で表示

項目		景観形成基準	歴史型	市街地型Ⅰ	市街地型Ⅱ	解説ページ
共通	b-1	・景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。	■	■	■	134
	b-2	・『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。	■	■	■	15
建築物の建築等	配置規模	b-3	・威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。	■	■	16-17
		b-4	・町並みの壁面線をそろえること。	■	■	135
		b-5	・道路境界線から1m以上後退した配置とすること。	■	■	135
		b-6	・現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。	■	■	18
	形態意匠	b-8	・長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。	■	■	19
		b-9	・周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。	■	■	19
		b-11	・奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに取り入れ、奈良への導入路・景観軸に面する建築物にふさわしい形態・意匠とすること。	■	■	20-21
		b-12	・隣接する建築物と1階及び2階部分の階高を揃えるなど、町並みの連続性に配慮した形態・意匠とすること。	■	■	136
		b-13	・道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。	■	■	20
		b-14	・道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。	■	■	22
		b-15	・建築設備の設置や屋外広告物の掲出等を見据え、それらを建築物に一体化した形態・意匠とすること。	■	■	136
		b-16	・道路に面する1階の外壁には、庇（庇の出は60cm以上、勾配10分の3から10分の4.5）を設けること。	■	■	137
		b-17	・屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないようにすること。	■	■	137
		b-18	・配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。	■	■	23
		b-19	・道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。	■	■	23
		b-20	・道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。	■	■	24
		b-21	・屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。	■	■	24

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。

（「奈良市役所ホームページのトップページ」→上部「暮らし・手続き」→「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」）

景観形成基準 その2

※ 基準を適用する区域を  で表示

項目		景観形成基準		歴史型	市街地型Ⅰ	市街地型Ⅱ	解説 ページ
建築物の建築等	色彩材料	b-22	・屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。				138-141
		b-23	・各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表2に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。				30
		b-24	・多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。				31
		b-25	・パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。				32
		b-26	・外壁に使用する主要な材料は、光沢のないものとする。				32
		b-27	・外観に光源等の装飾を施さないこと。				
		b-28	・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の5分の1を超えないこと。				142
	緑化外構等	b-29	・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。				33
		b-31	・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地面積の3%以上を緑化すること。なお、緑化は敷地の道路側に行い、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。				144
		b-32	・ゴミ置き場は、ゴミが道路から見えないよう、配置や緑化、建築物と一体化などの修景措置を講ずること。				145
		b-33	・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。				33
工作物の建設等		b-34	・外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5 程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。				146
		b-35	・外観に光源等の装飾を施さないこと。				
		b-36	・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の5分の1を超えないこと。				146
		b-37	・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。				34
開発行為 土地の形質 の変更等		b-38	・地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。				35
		b-39	・擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。				35
		b-40	・擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。				147
		b-41	・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。				36
		b-42	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。				36
		b-43	・原則として、土石の採取等は行わないこと。やむを得ない場合は、行為中並びに行為後において、塀の設置や在来種等を用いた緑化等により周辺景観と調和させること。				147
		b-44	・土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。				37
		b-45	・土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。				37
物件の堆積		b-46	・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。				38
		b-47	・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。				38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

色彩基準

	建築物の外壁等、工作物				建築物の屋根					
基準区分	2-②		2-④		2-②		2-④			
対象区域	歴史型		市街地型Ⅰ 市街地型Ⅱ		歴史型		市街地型Ⅰ 市街地型Ⅱ			
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度		
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	×	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	1.0 以下					4.0 以下	2.0 以下		
	5.0 以下 2.0 以上	2.0 以下	8.0 以下	2.0 以下						
	2.0 未満	×								
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	×	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下					8.0 以下 5.0 超	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	3.0 以下	5.0 以下	4.0 以下						
	2.0 未満	×								
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 7.0 超	2.0 以下						
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下			4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	2.0 未満	×	5.0 以下	4.0 以下						
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	8.0 以下 6.0 超	2.0 以下						
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	6.0 以下 5.0 超	3.0 以下			4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	2.0 未満	×	5.0 以下	4.0 以下						
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下							8.0 以下 5.0 超	3.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下			4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	2.0 未満	×								
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下							8.0 以下 5.0 超	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下			4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	2.0 未満	×								
その他色相	×	×	×	×	×	×	×	×		
無彩色	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 2.0 以上	○							4.0 以下	○
	2.0 未満	×	8.0 以下	○						

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。